

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年10月19日（令和3年（行情）諮問第433号，同第435号，同第437号及び同第438号）及び同月25日（同第450号及び同第454号）

答申日：令和4年7月14日（令和4年度（行情）答申第122号，同第124号，同第126号，同第127号，同第131号及び同第135号）

事件名：令和元年度に福島労働局で保持しているアスベストアナライザーの利用状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件  
令和元年度に東京労働局で保持しているアスベストアナライザーの利用状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件  
令和2年度に千葉労働局で保持しているアスベストアナライザーの利用状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件  
令和元年度に埼玉労働局で保持しているアスベストアナライザーの利用状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件  
令和元年度及び令和2年度に岐阜労働局で保持しているアスベストアナライザーの利用状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件  
令和2年度に沖縄労働局で保持しているアスベストアナライザーの利用状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる本件請求文書1ないし本件請求文書6（以下，併せて「本件請求文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした各決定について，本件請求文書1及び本件請求文書3ないし本件請求文書6につき，これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり，本件請求文書2につき，諮問庁が別紙2の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とすべきとしていることについては，本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であるが，別紙2の2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，別表の2欄に掲げる各労働局長（以下「処分庁1」ないし「処分庁6」といい，併

せて「処分庁」という。)が、同表の4欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定(以下「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、別途開示請求により開示された管理換物品引渡通知書(物品管理官厚生労働省労働基準局労災管理課長発現処分庁物品管理官宛)により、厚生労働省から処分庁へのアスベストアナライザー(以下「アナライザー」という。)の各引渡時期が、下表に掲げる年月日とされているため、当該日以降のアナライザーの貸出管理を記録した行政文書の開示を求めたものである。

処分庁1：令和元年9月2日

処分庁2：平成30年5月11日

処分庁3：令和2年12月18日

処分庁4：令和元年9月4日

処分庁5：令和元年8月29日

処分庁6：令和2年12月10日

アナライザーは重要物品として管理されるべき試験及び測定機器であって、単価7,344,000円の高額な国有財産である。また、アナライザーは、発がん物質としてその使用を禁止され、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の規定に基づく石綿障害予防規則にて厳しく規制された石綿(アスベスト)を、労働基準監督行政の現場で測定する大変重要な測定機器である。

処分庁は、本件請求文書について、未作成不保有による不存在を理由として不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分に対して以下のとおり主張する。

- (2) 法2条2項は、行政文書とは「行政機関の職員が職務上作成し、(中略)当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と定義しているところ、同等の労働基準行政事務について、厚生労働省は、令和2年度(行情)答申第155号及び同第156号(以下「令和2年度答申」という。)の主張において、アナライザーの貸出の時期、貸出先労働基準監督署(以下「労働基準監督署」は「監督署」という。)及び使用職員名は、アナライザー管理担当健康課職員の個人メモ及び当該職員の記憶によって管理している旨の実態を明らかにした上で、当該管理は物品管理法上も適法であってこれを是とするとの判断を終始主張した。

この主張に対しては、令和2年度答申の付言において、「愛知労働局

においても、管内監督署へのアナライザーの貸出日が先になる場合等には、担当職員がメモを取ることがあるが、これを組織内で共有することではなく、担当職員限りで廃棄しているとのことである。担当職員の上記メモについては、重要物品の「物品増減及び現在額報告書」が毎年厚生労働大臣名で作成されていること（物品管理法37条）、物品供用官は物品を「使用する職員を明らかにしておかなければならない」こと（物品管理法施行令27条）等を踏まえると、貸出簿等使用の記録が取られていない愛知労働局の現状の下では、アナライザーを使用する職員を「明らかにする」文書の一つであることを推認し得るところである。本件各審査請求時点においては、既に処分済みとのことであるが、処分庁においては、今後、上記のメモが、担当職員から物品供用官に対する報告等重要物品の適切な管理のため、組織で共有する必要があるものかどうか、真摯に検討することが望まれる。」との厳しい批判が情報公開・個人情報保護審査会からなされている。

- (3) 処分庁1が令和元年度に、処分庁2が平成30年度及び令和元年度に、処分庁3が令和2年度に、処分庁4が令和元年度に、処分庁5が令和元年度又は令和2年度に、処分庁6が令和2年度に、それぞれアナライザーを貸出し、使用した事実があったとしても、処分庁が上記の不適切な判断を維持することにより、法2条2項を軽んじ、担当職員のメモが作成され保持されていても、これを「行政文書」としないのであれば、処分庁の主張する本件未作成不保有は事実と異なり、認められない。

処分庁は、物品供用官は物品を「使用する職員を明らかにしておかなければならない」とした物品管理法施行令27条の規定を踏まえ、アナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならない。

さらに、上記(1)に掲げる処分庁の各アナライザーの引渡し時期以降、事実として1件も貸出、使用の実績がない旨を主張するのであれば、7,344,000円という高額な重要物品である測定機器の引渡しを受けるに至った事情と、その後1件も使用しなかった事情の変化について合理的な理由を説明しなければ、貸出実績ゼロの主張には説得力が欠けると言わざるを得ない。

特に、処分庁2については、令和3年5月7日付け東労発総開第3-19号行政文書開示決定処分により、開示されたアスベストアナライザー貸出簿令和2年度分には、令和2年9月2日から令和3年1月25日までにキャンセル分を含めて12件の記載がある。アナライザーの引渡しを受けた平成30年5月11日以降令和2年9月1日までの間、アナライザーの貸出し実績が無いとの主張は極めて不合理で到底認められない。貸出しの事実があるにもかかわらず未作成不保有を主張するのであ

れば，その事情を具体的に説明しなければならない。

以上のことから，処分庁の未作成不保有による不存在の主張には理由がなく，法9条2項の規定は適用できない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件各審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，下記ア及びイに掲げる日付で処分庁に対して，法の規定に基づき本件請求文書の各開示請求を行った。

ア 処分庁1ないし処分庁5に対する開示請求日：令和3年4月13日付け（処分庁1を除き，同日受付。処分庁1は同月14日受付。）

イ 処分庁6に対する開示請求日：令和3年4月14日付け（同日受付）

(2) これに対し処分庁が各不開示決定の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，下記ア及びイに掲げる日付で本件各審査請求を提起したものである。

ア 原処分1ないし原処分4に対する各審査請求日：令和3年7月20日付け（同月21日受付）

イ 原処分5及び原処分6に対する各審査請求日：令和3年7月22日付け（同月26日受付）

#### 2 諮問庁としての考え方

(1) 原処分1及び原処分3ないし原処分6に対する各審査請求については，これらの処分は妥当であるから，棄却すべきである。

(2) 原処分2に対する審査請求については，新たに文書を特定した上で，その一部を不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

(1) (略)

#### (2) アナライザーについて

アナライザーは，建築資材等に含有するアスベストの含有率等を簡易に測定する機械であり，事業場における労働安全衛生行政の履行状況に係るデータを把握するために活用されるものである。

#### (3) アナライザー使用簿等について

##### ア アナライザー使用簿等

処分庁で作成されているアナライザー使用簿，同貸出簿，同管理簿又は同貸出管理簿とは，労働局又は労働局管内の監督署におけるアナライザーの貸出し，使用状況等を記録したものである。

##### イ アナライザー使用簿等の作成状況

(ア) 処分庁1（福島労働局）では，厚生労働省本省からアナライザーの提供を受けて以降，アナライザー使用簿を作成している。ただし，アナライザーの貸出し実績に基づき，その年度の使用簿を作成するため，当該実績がない年度は作成していない。

(イ) 処分庁 2 (東京労働局) では、アナライザー貸出簿は令和 2 年 9 月に作成し、これ以後運用している。

これ以前も、東京労働局の物品管理官(総務部総務課長)が、同局労働基準部の物品供用官(同部監督課課長補佐)に対して、アナライザーの譲受先を「同部健康課」、使用目的を「試験及び測定のため」と供用の目的を明らかにして、規程に定める物品受領命令書を作成、交付する供用手順を取った上で、物品供用官は、監督署の職員から事前に電話連絡により使用希望が伝えられると、その内容を確認し、貸し出していたが、同年 8 月以前は、貸出日時や貸出先等の貸出状況を記録した文書は作成していない。本件審査請求を受けて、諮問庁から原処分庁へ平成 30 年度から令和 2 年 8 月までの利用実態を確認したところ、概ね 15 件である旨回答があったと報告を受けている。

(ウ) 処分庁 3 (千葉労働局) では、厚生労働省本省からアナライザーの提供を受けて以降、アナライザー使用簿を作成している。ただし、アナライザーの貸出し実績に基づき、その年度の使用簿を作成するため、当該実績がない年度は作成していない。

(エ) 処分庁 4 (埼玉労働局) では、厚生労働省本省からアナライザーの提供を受けて以降、アナライザー管理簿を作成している。ただし、アナライザーの貸出し実績に基づき、その年度の管理簿を作成するため、当該実績がない年度は作成していない。

(オ) 処分庁 5 (岐阜労働局) では、アナライザー貸出管理簿は令和 3 年 4 月に作成し、これ以後運用している。

これ以前も、岐阜労働局の物品管理官(総務部総務課長)の管理の下、同局労働基準部健康安全課において、監督署の職員から事前に電話連絡により使用希望が伝えられると、その内容を確認し、貸し出していたが、同年 3 月以前は、貸出日時や貸出先等の貸出状況を記録した文書は作成していない。本件審査請求を受けて、諮問庁から原処分庁へ過去の利用実態を確認したところ、概ね 3 件である旨回答があったと報告を受けている。

(カ) 処分庁 6 (沖縄労働局) では、厚生労働省本省からアナライザーの提供を受けて以降、アナライザー使用簿を作成している。ただし、アナライザーの貸出し実績に基づき、その年度の使用簿を作成するため、当該実績のない年度は作成していない。

(4) 本件請求文書の保有の有無について

ア 処分庁 1 (福島労働局)

処分庁 1 における令和元年度のアナライザーの貸出し実績は 0 件であり、上記(3)イ(ア)のとおり、アナライザー使用簿は作成し

ていない。また、処分庁1はアナライザー使用簿の他に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得についても確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁1に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得について確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

したがって、本件請求文書1を保有していないとする処分庁1の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分1は妥当である。

#### イ 処分庁2（東京労働局）

##### （ア）本件対象文書の保有について

処分庁2においては、アナライザー貸出簿のほか本件開示請求の趣旨に合致すると可能性のある行政文書の作成・取得について確認を行ったが、上記（3）イ（イ）のとおり、文書の保有は認められなかった。

そこで、本件審査請求を受け、諮問庁から、改めて処分庁2にアナライザー貸出簿の他に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある文書の作成・取得について確認をしたところ、これに該当する行政文書が確認された。

したがって、当該行政文書を新たに本件対象文書として特定する。

##### （イ）本件対象文書

###### a 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、令和元年11月に千葉労働局特定部特定課長から東京労働局特定部特定課長へ通知されたアナライザーの借用に係る依頼及び借用された後の返還に係る文書であり、当該文書からアナライザーが貸し出された事実が確認できる。

###### b 不開示情報該当性について

アナライザーは、上記（2）のとおり、事業場における労働安全衛生行政の履行状況に係るデータを把握するために活用されるところ、このデータは必要に応じて事業主へ関係法令に基づき指導等する際の基礎資料ともなりうる。本件対象文書には、アナライザーの使用に関する具体的な背景事情が記載されているが、これが開示されることにより、監督署における調査の手法が明らかとなり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるこ

とから、法5条6号柱書き及び同号イの不開示情報に該当する。

ウ 処分庁3（千葉労働局）

処分庁3における令和2年度のアナライザーの貸出し実績は0件であり、上記（3）イ（ウ）のとおり、アナライザー使用簿は作成していない。また、処分庁3は、アナライザー使用簿の他に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得についても確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁3に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得について確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

したがって、本件請求文書3を保有していないとする処分庁3の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当である。

エ 処分庁4（埼玉労働局）

処分庁4における令和元年度のアナライザーの貸出し実績は0件であり、上記（3）イ（エ）のとおり、アナライザー管理簿は作成していない。また、処分庁4は、アナライザー管理簿の他に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得についても確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁4に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得について確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

したがって、本件請求文書4を保有していないとする原処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当である。

オ 処分庁5（岐阜労働局）

（ア）処分庁5が、令和元年度及び同2年度に係るアナライザー貸出管理簿を作成していないことについては、上記（3）イ（オ）のとおりであり、処分庁5は、アナライザー貸出管理簿の他に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得についても確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁5に本件開示請求の趣旨に合致する可能性のある行政文書の作成・取得について確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

（イ）諮問庁としては、本件開示請求に対して、特定すべき行政文書が

存在しないことについては、上記（３）イ（オ）及び上記（ア）のとおりであり、これについて、処分庁５が虚偽の報告を行う事情は見当たらないから、本件請求文書５について、文書不存在により不開示とした原処分５は妥当であると判断する。

#### カ 処分庁６（沖縄労働局）

処分庁６における令和２年度のアナライザーの貸出し実績は０件であり、上記（３）イ（カ）のとおり、アナライザー使用簿は作成されていない。また、処分庁６は、アナライザー使用簿の他に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得についても確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁６に本件開示請求の趣旨に合致する可能性がある行政文書の作成・取得について確認を行ったが、そのような行政文書の保有は認められなかった。

したがって、本件請求文書６を保有していないとする処分庁６の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当である。

### ４ 審査請求人の主張に対する反論について

#### （１）処分庁１（福島労働局）

審査請求人は、文書の特定に関し、他の労働局の例（令和２年度答申）において、「物品等貸出記録」以外にもアナライザーの使用履歴が記載された行政文書として判断していない個人のメモが存在していたことが確認されており、行政文書として判断していない個人のメモが存在すれば、対象文書とすべきであること、また、物品管理法施行令２７条を踏まえアナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならず、令和元年度福島労働局が保持しているアナライザーの使用履歴が無いことを理由として文書の不存在を主張するのであれば、使用しなかった合理的説明をすべきであると主張する。

しかしながら、福島労働局においては、アナライザーの貸出しがあれば、対象文書が作成されるところ、貸出しがなかったため、作成されなかったものであり、審査請求人が指摘する答申とは前提とする事実が異なるものであり、審査請求人の主張は結論を左右するものではない。

#### （２）処分庁２（東京労働局）

審査請求人は、文書の特定に関し、他の労働局の例（令和２年度答申）において、「物品等貸出記録」以外にもアナライザーの使用履歴が記載された行政文書として判断していない個人のメモが存在していたことが確認されており、行政文書として判断していない個人のメモが存在すれ

ば、対象文書とすべきであること。また、物品管理法施行令27条を踏まえアナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならず、令和元年度東京労働局が保持しているアナライザーの使用履歴が無いことを理由として文書の不存在を主張するのであれば、使用しなかった合理的説明をすべきであると主張するが、上記3(4)イのとおり新たに本件対象文書を特定しているところである。

(3) 処分庁3(千葉労働局)

審査請求人は、文書の特定に関し、他の労働局の例(令和2年度答申)において、「物品等貸出記録」以外にもアナライザーの使用履歴が記載された行政文書として判断していない個人のメモが存在していたことが確認されており、行政文書として判断していない個人のメモが存在すれば、対象文書とすべきであること。また、物品管理法施行令27条を踏まえアナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならず、令和2年度、千葉労働局が保持しているアナライザーの使用履歴が無いことを理由として文書の不存在を主張するのであれば、使用しなかった合理的説明をすべきであると主張する。

しかしながら、千葉労働局においては、アナライザーの貸し出しがあれば、対象文書が作成されるところ、貸し出しがなかったため、作成されなかったものであり、審査請求人が指摘する答申とは前提とする事実が異なるものであり、審査請求人の主張は結論を左右するものではない。

(4) 処分庁4(埼玉労働局)

審査請求人は、文書の特定に関し、他の労働局の例(令和2年度答申)において、「物品等貸出記録」以外にもアナライザーの使用履歴が記載された行政文書として判断していない個人のメモが存在していたことが確認されており、行政文書として判断していない個人のメモが存在すれば、対象文書とすべきであること、また、物品管理法施行令27条を踏まえアナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならず、令和元年度、埼玉労働局が保持しているアナライザーの使用履歴が無いことを理由として文書の不存在を主張するのであれば、使用しなかった合理的説明をすべきであると主張する。

しかしながら、埼玉労働局においては、アナライザーの貸し出しがあれば、対象文書が作成されるところ、貸し出しがなかったため、作成されなかったものであり、審査請求人が指摘する答申とは前提とする事実が異なるものであり、審査請求人の主張は結論を左右するものではない。

(5) 処分庁5(岐阜労働局)

審査請求人は、文書の特定に関し、他の労働局の例(令和2年度答申)において、「物品等貸出記録」以外にもアナライザーの使用履歴が記載された行政文書として判断していない個人のメモが存在していたことが

確認されており、行政文書として判断していない個人のメモが存在すれば、対象文書とすべきであること、また、物品管理法施行令27条を踏まえアナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならず、令和元年度及び令和2年度に岐阜労働局が保持しているアナライザーの使用履歴が無いことを理由として文書の不存在を主張するのであれば、使用しなかった合理的説明をすべきであると主張する。

しかし、上記3(3)イ(オ)及び(4)オのとおり、岐阜労働局が保有しているアナライザーの使用に係る令和元年度及び令和2年度の貸出管理簿が作成された事実は無く、アナライザーの使用履歴が記載された個人のメモ等も存在しない以上、審査請求人の主張は認められない。

#### (6) 処分庁6(沖縄労働局)

審査請求人は、文書の特定に関し、他の労働局の例(令和2年度答申)において、「物品等貸出記録」以外にもアナライザーの使用履歴が記載された行政文書として判断していない個人のメモが存在していたことが確認されており、行政文書として判断していない個人のメモが存在すれば、対象文書とすべきであること、また、物品管理法施行令27条を踏まえアナライザーの貸出等の管理の具体的手順等の実態を明らかにしなければならず、令和2年度、沖縄労働局が保持しているアナライザーの使用履歴が無いことを理由として文書の不存在を主張するのであれば、使用しなかった合理的説明をすべきであると主張する。

しかしながら、沖縄労働局においては、アナライザーの貸し出しがあれば、対象文書が作成されるどころ、貸し出しがなかったため、作成されなかったものであり、審査請求人が指摘する答申とは前提とする事実が異なるものであり、審査請求人の主張は結論を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、不開示とした原処分1及び原処分3ないし原処分6は妥当であり、これらに係る各審査請求は棄却すべきであり、原処分2については、新たに文書を特定した上で、その一部について法5条6号柱書き及びイに該当するので不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月19日 諮問の受理(令和3年(行情)諮問第433号、同第435号、同第437号及び同第438号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同月25日 諮問の受理(令和3年(行情)諮問第450号及び同第454号)

- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 令和４年６月２７日 審議（令和３年（行情）諮問第４３３号，同第４３５号，同第４３７，同第４３８号，同第４５０号及び同第４５４号）
- ⑥ 同年７月７日 令和３年（行情）諮問第４３３号，同第４３５号，同第４３７号，同第４３８号，同第４５０号及び同第４５４号の併合並びに審議

## 第５ 審査会の判断の理由

### １ 本件各開示請求について

処分庁は，本件請求文書について，これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は，諮問に当たり，本件請求文書２については本件対象文書を特定した上で，その一部を法５条６号柱書き及びイに該当するとして不開示とすることが妥当であるとし，その余の本件請求文書については，原処分は妥当であるとしている。

このため，本件請求文書１及び本件請求文書３ないし本件請求文書６の保有の有無並びに本件対象文書の特定の妥当性及びその不開示情報該当性について，以下検討する。

### ２ 本件請求文書１及び本件請求文書３ないし本件請求文書６の保有の有無について

(１) 本件請求文書１及び本件請求文書３ないし本件請求文書６（以下第５の２において，併せて「請求文書」という。）は，いずれもアナライザー貸出し実績等が記載された文書であって，順に，福島労働局の令和元年度分，千葉労働局の令和２年度分，埼玉労働局の令和元年度分，岐阜労働局の令和元年度分及び令和２年度分並びに沖縄労働局の令和２年度分の文書であり，処分庁１及び処分庁３ないし処分庁６（以下第５の２において，併せて「該当処分庁」という。）は，これを保有していないとして各不開示決定を行っている。

(２) 審査請求人は，審査請求書（上記第２の２（３））において，特定の労働局の例を掲げた上で，貸出しに関する職員のメモが存在する可能性があり，こうしたメモについては請求文書に該当することから，不存在による各不開示決定は妥当ではない旨を主張しているものと解される。

(３) 理由説明書の記載（上記第３の３（３）イ及び（４））及び当審査会事務局職員をして補足説明を求めさせたところによると，諮問庁は，請求文書の保有の有無について，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書１，本件請求文書３，本件請求文書４及び本件請求文

#### 書6の保有の有無について

- (ア) 福島労働局，千葉労働局，埼玉労働局及び沖縄労働局では，各年度に，アナライザー貸出し実績等が記載された文書であるアナライザー使用簿又はアナライザー管理簿を作成することとしているが，これらは貸出し実績に基づき作成するため，当該実績のない年度は作成していない。
- (イ) 福島労働局の令和元年度，千葉労働局の令和2年度，埼玉労働局の令和元年度及び沖縄労働局の令和2年度のそれぞれにおいて，アナライザーの貸出し実績は0件である。また，これらの労働局では，本件各開示請求を受けて，それぞれ，アナライザー使用簿又はアナライザー管理簿のほかに，本件各開示請求の趣旨に合致する可能性のある文書の作成，取得についても確認を行ったが，そのような文書の保有は認められず，アナライザーの貸出しに関する職員のメモの存在も確認されなかった。

さらに，本件審査請求を受けて，諮問庁としても，改めて処分庁1，処分庁3，処分庁4及び処分庁6に対し，それぞれ，本件各開示請求の趣旨に合致する可能性のある文書の作成，取得について確認，探索を求めたが，そのような文書やメモの存在は認められなかった。

#### イ 本件請求文書5の保有の有無について

- (ア) 岐阜労働局は，令和3年4月からアナライザー貸出管理簿を作成している。これ以前においても，同労働局では，物品管理法等関係法令に定める手続を取った上で，監督署の職員から事前に電話連絡により使用希望が伝えられると，その内容を確認し，貸し出していたが，同年3月以前は，貸出日時や貸出先等の貸出状況を記録した文書は作成していない。また，職員のメモ等も残されていない。

なお，本件審査請求を受けて，諮問庁から処分庁5へ令和元年度及び令和2年度の利用実態を確認したところ，処分庁5において，アスベストアナライザー管理部署（特定部特定課）の職員が管内の監督署に電話（口頭）により確認したところによると，おおむね3件程度である旨の報告を受けている。

- (イ) また，処分庁5では，本件開示請求を受けて，アナライザー使用管理簿のほかに，本件開示請求の趣旨に合致する可能性のある文書の作成，取得についても確認を行ったが，そのような文書の保有は認められず，アナライザーの貸出しに関する職員のメモの存在も確認されなかった。

さらに，本件審査請求を受けて，諮問庁としても，改めて処分庁5に対し，本件開示請求の趣旨に合致する可能性のある文書の作成，

取得について確認，探索を求めたが，そのような文書やメモの存在は認められなかった。

ウ 上記ア及びイから，請求文書を保有していないとする該当処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず，請求文書を保有していないとして不開示としたことは妥当であると考ええる。

(4) 該当処分庁において，請求文書を保有していないとする上記(3)の諮問庁の説明は，不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また，文書探索の範囲等についても不十分であるとはいえない。

(5) したがって，上記(1)の各労働局において，請求文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 理由説明書の記載(上記第3の3(3)イ(イ)及び(4)イ)及び当審査会事務局職員をして補足説明を求めさせたところによると，諮問庁は，本件対象文書の特定の妥当性について，おおむね以下のとおり説明する。

ア 東京労働局は，令和2年9月からアナライザー貸出簿を作成している。これ以前においても，同労働局では，物品管理法等関係法令に定める手続を取った上で，監督署の職員から事前に電話連絡により使用希望が伝えられると，その内容を確認し，貸し出していたが，同年8月以前は，アナライザー貸出簿は作成しておらず，また，職員のメモも残されていない。

イ 本件審査請求を受けて，諮問庁から処分庁2へ平成30年度から令和2年8月までの利用実態を確認したところ，処分庁2においてアスベストアナライザー管理部署(特定部特定課)の職員からの聞き取りによるものであるが，おおむね15件程度である旨の報告を受けている。また，諮問庁から，処分庁2に対し，アナライザー貸出簿のほかに本件開示請求に合致する可能性のある文書の作成，取得について確認を求めたところ，別紙の2に掲げる文書(本件対象文書)の存在が確認されたものである。

ウ さらに，諮問庁から，処分庁2に対し，本件対象文書のほかに，本件開示請求の趣旨に合致する可能性のある文書の作成，取得について改めて，確認，探索を求めたが，そのような文書やメモの存在は認められなかった。

(2) 当審査会において，諮問庁から本件対象文書の提示を受けて，確認したところ，本件対象文書は，令和元年度の特定の日付の，千葉労働局特定部特定課長から東京労働局特定部特定課長(処分庁2)に宛てた「石綿含有調査に係るアスベストアナライザーの借用について」及び「石綿

含有調査に係るアスベストアナライザーの返還について（お礼）」と題するそれぞれの文書であり、東京労働局が保有するアナライザーを他の労働局に貸し出した事実が分かる内容であることから、本件請求文書2に該当するものであると認められる。

また、本件対象文書以外には、本件開示請求に該当する文書やメモについての存在は認められなかったとする、上記（1）ウの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、文書探索の範囲等についても不十分であるとはいえない。

（3）したがって、東京労働局において、本件対象文書の外に本件請求文書2として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

#### 4 本件対象文書の不開示情報該当性について

（1）諮問庁が不開示とすべきとしている部分について

諮問庁は、本件対象文書のうち、下記ア及びイに掲げる部分については、理由説明書（上記第3の3（4）イ（イ）b）において、法5条6号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当であるとしている。

ア 借用に係る依頼文書：本文の1行目19文字目ないし29文字目

イ 借用された後の返還に係る文書：本文の3行目1文字目ないし6文字目、18文字目ないし35文字目

（2）開示すべき部分（別紙2の2に掲げる部分）

当該部分には、他の労働局が東京労働局からアナライザーを借用することとするに至った事情について記載されているが、労働基準監督機関による調査の契機として推認可能なものであり、また、本件対象文書には、関係者等が特定又は推認される情報が含まれているとは認められない。このため、当該部分は、これを公にしても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、検査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（3）その余の部分（別紙2の2に掲げる部分を除く部分）について

当該部分には、アナライザー使用後における関係者に係る情報が記載されているものと認められ、これを公にすると、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が、本件請求文書2につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書き及びイに該当するとして不開示とすべきとし、その余の本件請求文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は妥当であるとしていることについては、福島、千葉、埼玉、岐阜及び沖縄の各労働局において、本件請求文書1及び本件請求文書3ないし本件請求文書6を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、本件請求文書2につき、東京労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当であり、不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2の2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙2の2に掲げる部分は、同号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

## 別紙 1 本件請求文書

### 本件請求文書 1（諮問第 4 3 3 号）

物品管理法施行令 2 7 条にて「物品供用官（物品供用官を置かない場合にあつては、物品管理官）は、物品を供用する場合には、これを使用する職員を明らかにしておかなければならない。」とされており、情報公開・個人情報保護審査会答申令和 2 年度（行情）答申第 1 5 5 号及び同第 1 5 6 号でも指摘されたところ、福島労働局で保持しているアスベストアナライザーをいつ、いずれの労働基準監督署その他の、誰が利用しまたは貸出しを受けたかが記載されたもの。令和元年度分。

### 本件請求文書 2（諮問第 4 3 5 号）

物品管理法施行令 2 7 条にて「物品供用官（物品供用官を置かない場合にあつては、物品管理官）は、物品を供用する場合には、これを使用する職員を明らかにしておかなければならない。」とされており、情報公開・個人情報保護審査会答申令和 2 年度（行情）答申第 1 5 5 号及び同第 1 5 6 号でも指摘されたところ、東京労働局で保持しているアスベストアナライザーをいつ、いずれの労働基準監督署その他の、誰が利用しまたは貸出しを受けたかが記載されたもの。令和元年度分。

### 本件請求文書 3（諮問第 4 3 7 号）

物品管理法施行令 2 7 条にて「物品供用官（物品供用官を置かない場合にあつては、物品管理官）は、物品を供用する場合には、これを使用する職員を明らかにしておかなければならない。」とされており、情報公開・個人情報保護審査会答申令和 2 年度（行情）答申第 1 5 5 号及び同第 1 5 6 号でも指摘されたところ、千葉労働局で保持しているアスベストアナライザーをいつ、いずれの労働基準監督署その他の、誰が利用しまたは貸出しを受けたかが記載されたもの。令和 2 年度分。

### 本件請求文書 4（諮問第 4 3 8 号）

物品管理法施行令 2 7 条にて「物品供用官（物品供用官を置かない場合にあつては、物品管理官）は、物品を供用する場合には、これを使用する職員を明らかにしておかなければならない。」とされており、情報公開・個人情報保護審査会答申令和 2 年度（行情）答申第 1 5 5 号及び同第 1 5 6 号でも指摘されたところ、埼玉労働局で保持しているアスベストアナライザーをいつ、いずれの労働基準監督署その他の、誰が利用しまたは貸出しを受けたかが記載されたもの。令和元年度分。

本件請求文書 5（諮問第 450号）

物品管理法施行令 27 条にて「物品供用官（物品供用官を置かない場合  
にあつては，物品管理官）は，物品を供用する場合には，これを使用する  
職員を明らかにしておかなければならない。」とされており，情報公開・  
個人情報保護審査会答申令和 2 年度（行情）答申第 155 号及び同第 15  
6 号でも指摘されたところ，岐阜労働局で保持しているアスベストアナライ  
ザーをいつ，いずれの労働基準監督署その他の，誰が利用しまたは貸出  
しを受けたかが記載されたもの。令和元年度・令和 2 年度分。

本件請求文書 6（諮問第 454号）

物品管理法施行令 27 条にて「物品供用官（物品供用官を置かない場合  
にあつては，物品管理官）は，物品を供用する場合には，これを使用する  
職員を明らかにしておかなければならない。」とされており，情報公開・  
個人情報保護審査会答申令和 2 年度（行情）答申第 155 号及び同第 15  
6 号でも指摘されたところ，沖縄労働局で保持しているアスベストアナライ  
ザーをいつ，いずれの労働基準監督署その他の，誰が利用しまたは貸出  
しを受けたかが記載されたもの。令和 2 年度分。

## 別紙 2

### 1 本件対象文書

令和元年11月に千葉労働局特定部特定課長から東京労働局特定部特定課長へ通知されたアスベストアナライザーの借用に係る依頼及び借用された後の返還に係る文書

### 2 不開示部分のうち、開示すべき部分

(1) 借用に係る依頼文書：全て

(2) 借用された後の返還に係る文書：本文の3行目1文字目ないし6文字目

## 別表

1 諮問番号	2 処分庁		3 原処分	4 原処分の日付及び文書番号
	労働局 長名			
第433号	福島	処分庁1	原処分1	令和3年4月28日付け福島労 発基0428第3号
第435号	東京	処分庁2	原処分2	令和3年5月7日付け東労発総 開第3-18号
第437号	千葉	処分庁3	原処分3	令和3年5月10日付け千労発 基0510第1号
第438号	埼玉	処分庁4	原処分4	令和3年5月11日付け埼労発 基0511第4号
第450号	岐阜	処分庁5	原処分5	令和3年5月7日付け岐労発基 0507第2号
第454号	沖縄	処分庁6	原処分6	令和3年5月11日付け沖労発 基0511第2号